

経営者等のための遺言書作成・遺産分割手続きサポート

1. 経営者等のための遺言書作成サポート

新しい相続税制により相続税の基礎控除額が大幅に減少します（平成27年1月1日施行）。この機会に遺言書を作成して将来の心配を少しでも軽減しておくことが望めます。英米では、財産があれば、若い時から遺言書（Will）を作成しておくのが一般的です（そして人生の節目に書き換えます。）。

遺言には、次のようなメリットがあります。

- ・遺産分割方法を指定できる（「会社の株式を〇〇に相続させる」など）。
- ・子どもがない場合に全部の財産を配偶者に残せる（「全財産を妻〇〇に相続させる。」など。兄弟姉妹は遺留分がありません。）。
- ・内縁の夫・妻に財産を残せる（「全財産を内縁の妻〇〇に遺贈する。遺言執行者は同人とする。」など。なお、兄弟姉妹以外の法定相続人に遺留分は残ります。）。
- ・相続人はスムーズに財産の名義を書き換えることができる（会社・事業の承継、相続税納付、生活費等に困りません。）。

遺言がないことによって生じた残念な例があります。

- ・支配株式の権利行使代表者の合意ができず、総会を開催して取締役を選任することができないため会社が行き詰まってしまった。
- ・遺産分割協議がなかなか整わず相続税の納付に苦労した。
- ・子どものない夫婦の場合に、二人で築いた財産であるにもかかわらず被相続人の兄弟姉妹が相続権を主張した。

また、遺言書の内容について、例えば事業承継の場合、後継者に支配株式を承継させることが必要ですが、相続税の納付方法や他の相続人の遺留分にも配慮する必要があるなど、注意すべきポイントが多々あります。どうぞご相談下さい。

2. 時間の取れない方のための遺産分割協議書作成・遺産名義書換サポート

ご両親、兄弟姉妹に相続が生じ、相続人となるときは、相続人間で争いがない場合でも、相続人を確定するための戸籍謄本・抄本の取得や金融資産の名義書換手続は、非常に煩雑です。当事務所では、これらの手続を代行させていただいております。

3. 遺言書作成・遺産分割協議書作成等サポートの内容

- ① 面談等により、ご相談に随時対応させていただきます。
- ② 事前予約制となりますので、電話・メール・ファックスにより、ご連絡ください。
- ③ 初回ガイダンス（30分程度）は無料で承ります。その後の相談・作成立会等につきましては、別途お見積もりいたします。

料金表その他の詳細につきましては、次の弁護士までお問い合わせをお願い申し上げます。

弁護士 出澤 秀二 shuji@idesawalaw.gr.jp

弁護士 丸野 登紀子 maruno@idesawalaw.gr.jp

弁護士 大賀 祥大 oga@idesawalaw.gr.jp

以上